

## 第 29 回 邑楽町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年11月10日(月)午後3時00分～3時30分
2. 開催場所 邑楽町役場 201会議室
3. 出席委員 9人
  - 2番 島田 信成
  - 3番 中野 文子
  - 4番 高田 洋子
  - 5番 齊藤 澄博
  - 6番 横山 宏
  - 7番 松島 章倫
  - 8番 横山 正行
  - 9番 中村 政五郎
  - 10番 小林 修
4. 事務局 事務局長 金井 孝浩 課長補佐 國府田 諭 主任 小谷 高平
5. 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名について
  - 第2 議案
    - 第82号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について(所有権)
    - 第83号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
  - 第3 報告
    - 第32号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
    - 第33号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
6. 会議の概要

会長（横山）	<p>それでは只今から、第29回邑楽町農業委員会総会を開会いたします。事務局より出席状況の報告を願います。</p>
事務局長（金井）	<p>只今の出席委員数は、9名で御座います。</p>
会長（横山）	<p>事務局の報告の通り、本日出席の委員は9名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数が出席をしておりますので、第29回邑楽町農業委員会総会が成立したことを宣言します。</p> <p>&lt;会長挨拶&gt;</p> <p>これより議事に入ります。議事日程第1、議事録署名委員の指名については、総会会議規則第25条第2項の規定により、議席番号2番島田信成委員、議席番号3番中野文子委員を指名いたしますので、ご了承をお願いいたします。</p> <p>議事日程第2、議案第82号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について（所有権）を議題と致します。1番について、事務局より説明を願います。</p>
事務局（國府田）	<p>議案書2ページをご覧ください。議案第82号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、所有権です。</p> <p>次のとおり農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので、審議の決定を求めます。令和7年11月10日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。</p> <p>番号1番、「売買」です。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。申請理由ですが、譲受人は「育苗ハウスの建設地を確保し、生産能力を上げたい」譲渡人は「本人及び親族で農地の管理ができないので、処分したい」とのことです。その他の状況につきましては議案書記載のとおりです。備考欄につきましては、譲受人の経営面積です。資料につきましては、1ページから3ページを参照してください。なお、申請地につきましては11月6日、1班の皆さんと現地確認を行いました。申請地は不耕作地の状態であり、今後は申請書の営農計画書どおりに適切に活用するよう申し伝えます。また、申請者譲受人本人より追加説明書が提出されており、申請地は公道に接しておりませんが、申請地北側隣地の宅地も併せて購入予定であるので、申請地を利用するに当たり、何ら支障がない旨の説明が成されております。以上です。</p>
会長（横山）	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p>

<p>会長（横山）</p>	<p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員よって、本件は原案のとおり可決し、許可することを決定いたしました。</p> <p>2番について事務局より、説明を願います。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>番号2番、「贈与」です。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。申請理由ですが、譲受人は「優良農地を確保し、経営規模を拡大したい」譲渡人は「自身で農地を管理できないので、処分したい」とのことです。その他の状況につきましては議案書記載のとおりです。備考欄につきましては、譲受人の経営面積です。資料につきましては、4ページから6ページを参照してください。なお、申請地につきましては11月6日、1班の皆さんと現地確認を行いました。申請地は農地として適切に管理されている状態でした。以上です。</p>
<p>会長（横山）</p>	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員よって、本件は原案のとおり可決し、許可することを決定いたしました。</p> <p>議案第83号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。1番について、事務局より説明を願います。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>議案書3ページをご覧ください。議案第83号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について次のとおり農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和7年11月10日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。</p> <p>番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。申請理由は「私は、町内にて板金塗装業を父と共に営んでおります。主な業務は、各種自動車販売・</p>

	<p>修理・板金・塗装です。昭和 46 年から父が始めた商売も現在に至り好調に推移していることから、今後も自動車関連業務の事業拡大を図りたいと思っております。父所有の雑種地の車両置場を利用してきましたが、車両台数の増加と共に狭くなってきたため、新たな車両置場の確保が急務になっておりました。そんな折、地主より申請地を譲っていただけることになり、今回は資金面の関係もあり私（譲受人）の名前で購入します。また、修理車両の度合いにより、父所有の雑種地と別利用します。申請地を露天車両置場として購入したく、申請します。」とのことです。転用目的は「露天車両置場用地（売買）」です。施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載のとおりです。資料につきましては 7 ページから 10 ページを参照してください。以上です。</p>
<p>会長（横山）</p>	<p>事務局の説明が終わりました。この件に関しましては、現地調査が行われておりますので、担当委員から報告をお願いいたします。</p> <p>2 番島田信成委員</p>
<p>2 番（島田）</p>	<p>2 番島田です。11月6日1班と事務局で現地確認を行いました。申請地は大字鶉字雷土地内、案内図は7ページ、付近状況図は8ページを参照してください。申請地は鶉市街化区域から300mの市街地近傍小集団農地であり、農地区分第2種農地と判断されます。1班として申請地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告と致します。委員の皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。</p>
<p>会長（横山）</p>	<p>担当委員から現地調査の報告が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可相当という意見を付して県知事に送付することに決定いたしました。</p>

会長（横山）	<p>議事日程第3、報告第32号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出についてを議題とします。事務局より、報告をお願いします。</p>
事務局（國府田）	<p>議案書4ページをご覧ください。報告第32号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について。次のとおり農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出があったので、報告します。令和7年11月10日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。</p> <p>番号1番。届出人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。転用目的は、「一般住宅用地」、施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載のとおりです。資料につきましては、11ページを参照してください。以上、報告といたします。</p>
会長（横山）	<p>報告第33号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてを議題とします。事務局より、一括して報告をお願いします。</p>
事務局（國府田）	<p>議案書5ページをご覧ください。報告第33号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について。次のとおり農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出があったので、報告します。令和7年11月10日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。</p> <p>番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。転用目的は、「土地分譲用地（売買）」、施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載のとおりです。資料につきましては、11ページを参照してください。</p> <p>番号2番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。転用目的は、「露天駐車場用地（売買）」、施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載のとおりです。資料につきましては、11ページを参照してください。</p> <p>番号3番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。転用目的は、「土地分譲用地（売買）」、施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載のとおりです。資料につきましては、11ページを参照してください。</p> <p>以上、報告といたします。</p>

会長（横山）

以上で本日予定された議案の審議は、すべて終了いたしました。これで第29回邑楽町農業委員会総会を閉会します。

上記の会議顛末は書記が記載したものです。その内容について相違なきことを証するため署名捺印します。

令和7年11月10日

邑楽町農業委員会 会長 \_\_\_\_\_

委員 \_\_\_\_\_

委員 \_\_\_\_\_